

京都市告示第312号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局南部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成23年11月16日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
丹後南公園	京都市伏見区桃山町丹後17番10	告示の日

(建設局南部みどり管理事務所)